第四条を削る。

第三条の二第一項中「所得地方法人税額（」及び「をいう。次項において同じ。）」を削り、「第百四十八条第二項各号」を「第百四十九条第二項各号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第十二条の二第三項」を「第十二条の二第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第十二条の二第三項」を「第十二条の二第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（仮決算をした場合の中間申告）

第五条　法第十七条第一項第一号に規定する期間（通算子法人にあっては、同条第四項第一号に規定する期間）に係る同条第一項第二号に掲げる地方法人税の額の計算については、第三条第七項中「法第十九条第一項の規定による申告書」とあるのは、「地方法人税中間申告書」とする。

（通算法人の災害等による申告書の提出期限の延長）

第六条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条の規定により通算法人の法第十六条第一項の規定による申告書の提出期限が延長された場合には、他の通算法人についても、その延長された申告書に係る国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項から第三項までの規定により指定された期日まで、国税通則法第十一条の規定により法第十六条第一項の規定による申告書（その延長された申告書に係る同項に規定する六月経過日の前日に終了する当該他の通算法人の同項第一号に規定する中間期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）の提出期限が延長されたものとみなす。ただし、当該指定された期日が当該他の通算法人の同条第一項の規定による申告書の提出期限前の日である場合は、この限りでない。

2　国税通則法第十一条の規定により通算法人の法第十九条第一項の規定による申告書の提出期限が延長された場合には、他の通算法人についても、その延長された申告書に係る国税通則法施行令第三条第一項から第三項までの規定により指定された期日まで、国税通則法第十一条の規定により法第十九条第一項の規定による申告書（その延長された申告書に係る課税事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の課税事業年度に係るものに限る。以下この項において同じ。）の提出期限が延長されたものとみなす。ただし、当該指定された期日が当該他の通算法人の同条第一項の規定による申告書の提出期限前の日である場合は、この限りでない。

附則第二条第六項中「第三条第三項」を「第三条第二項」に改め、同条第七項を削る。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第九節　その他の特例（第三十九条の二―第三十九条の二十八）
第十節　連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第三十九条の三十九―第三十九条の八十六）
第十一節　削除
第十二節　連結法人の鉱業所得の課税の特例（第三十九条の八十八・第三十九条の八十九）
第十三節　連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第三十九条の九十）
第十四節　連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第三十九条の九十一・第三十九条の九十一の二）
第十五節　連結法人の課税の特例（第三十九条の九十二―第三十九条の九十二の三）
第十六節　連結法人の交際費等の課税の特例（第三十九条の九十三―第三十九条の九十三の三）
第十七節　連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第三十九条の九十四）
第十八節　連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第三十九条の九十五―第三十九条の九十七・第三十九条の九十七の二）
第十九節　連結法人の収用等の場合の課税の特例（第三十九条の九十八―第三十九条の九十八の三）
第二十節　連結法人の特定事業の用に供する買収等の場合の連結所得の特別控除（第三十九条の百）
第二十一節　連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第三十九条の百一）
第二十二節　連結法人の資産の買換えの場合等の課税の特例（第三十九条の百二）
第二十三節　連結特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の課税の特例（第三十九条の百一の二）
第二十四節　連結法人の景気調整のための課税の特例（第三十九条の百二）
第二十五節　連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等（第三十九条の百三）
第二十六節　連結法人の支払利子等に係る課税の特例（第三十九条の百三の二・第三十九条の百三の三）
第二十七節　連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（第三十九条の百十四―第三十九条の百十九）
第二十八節　特殊関係株主等である連結法人に係る所得の課税の特例（第三十九条の百二十一―第三十九条の百二十一の二）
第二十九節　連結法人のその他の特例（第三十九条の百二十二）
第二款　連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例（第三十九条の百三十三・第三十九条の百三十四）」

を「第九節　その他の特例（第三十九条の百二十二）」

第九節の二　中小企業者等である連結法人の法人税率の特例（第三十九条の三十八）
第十一節　連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第三十九条の三十九―第三十九条の八十六）
第十二節　連結法人の鉱業所得の課税の特例（第三十九条の八十八・第三十九条の八十九）
第十三節　連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第三十九条の九十）
第十四節　連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第三十九条の九十一・第三十九条の九十一の二）
第十五節　連結法人の課税の特例（第三十九条の九十二―第三十九条の九十二の三）
第十六節　連結法人の交際費等の課税の特例（第三十九条の九十三―第三十九条の九十三の三）
第十七節　連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第三十九条の九十四）
第十八節　連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第三十九条の九十五―第三十九条の九十七・第三十九条の九十七の二）
第十九節　連結法人の収用等の場合の課税の特例（第三十九条の九十八―第三十九条の九十八の三）
第二十節　連結法人の特定事業の用に供する買収等の場合の連結所得の特別控除（第三十九条の百）
第二十一節　連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第三十九条の百一）
第二十二節　連結法人の資産の買換えの場合等の課税の特例（第三十九条の百二）
第二十三節　連結特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の課税の特例（第三十九条の百一の二）
第二十四節　連結法人の景気調整のための課税の特例（第三十九条の百二）
第二十五節　連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等（第三十九条の百三）
第二十六節　連結法人の支払利子等に係る課税の特例（第三十九条の百三の二・第三十九条の百三の三）
第二十七節　連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（第三十九条の百十四―第三十九条の百十九）
第二十八節　特殊関係株主等である連結法人に係る所得の課税の特例（第三十九条の百二十一―第三十九条の百二十一の二）
第二十九節　連結法人のその他の特例（第三十九条の百二十二）

を次のように改める。

第九節　その他の特例（第三十九条の二十一―第三十九条の三十八）
第十節　連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第三十九条の三十九―第三十九条の八十六）
第十一節　削除
第十二節　連結法人の鉱業所得の課税の特例（第三十九条の八十八・第三十九条の八十九）
第十三節　連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第三十九条の九十）
第十四節　連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第三十九条の九十一・第三十九条の九十一の二）
第十五節　連結法人の課税の特例（第三十九条の九十二―第三十九条の九十二の三）
第十六節　連結法人の交際費等の課税の特例（第三十九条の九十三―第三十九条の九十三の三）
第十七節　連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第三十九条の九十四）
第十八節　連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第三十九条の九十五―第三十九条の九十七・第三十九条の九十七の二）
第十九節　連結法人の収用等の場合の課税の特例（第三十九条の九十八―第三十九条の九十八の三）
第二十節　連結法人の特定事業の用に供する買収等の場合の連結所得の特別控除（第三十九条の百）
第二十一節　連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第三十九条の百一）
第二十二節　連結法人の資産の買換えの場合等の課税の特例（第三十九条の百二）
第二十三節　連結特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の課税の特例（第三十九条の百一の二）
第二十四節　連結法人の景気調整のための課税の特例（第三十九条の百二）
第二十五節　連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等（第三十九条の百三）
第二十六節　連結法人の支払利子等に係る課税の特例（第三十九条の百三の二・第三十九条の百三の三）
第二十七節　連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（第三十九条の百十四―第三十九条の百十九）
第二十八節　特殊関係株主等である連結法人に係る所得の課税の特例（第三十九条の百二十一―第三十九条の百二十一の二）
第二十九節　連結法人のその他の特例（第三十九条の百二十二）
第二款　連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例（第三十九条の百三十三・第三十九条の百三十四）

第二十七節　連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（第三十九条の百十四―第三十九条の百十九）
第二十八節　特殊関係株主等である連結法人に係る所得の課税の特例（第三十九条の百二十一―第三十九条の百二十一の二）
第二十九節　連結法人のその他の特例（第三十九条の百二十二）

を「第九節　その他の特例（第三十九条の百二十二）」に改める。